

早見表(変更の届出に必要な書類)

届出時期 届出事項 提出書類	2週間以内						30日以内										4ヶ月以内									
	経営業務の管理責任者の変更	専任技術者の変更					令3変更・追加	代表者の変更	商号・名称の変更	営業所の変更					資本金の変更	役員等の変更			建設業を廃止		事業年度を経過したとき					
		削除(交替者有)	追加	削除(交替者無)	担当業種変更	所属営業所の変更				専技の氏名変更	新設 (注1)	所在地の変更	名称の変更	営業業種の追加		営業業種の削除 (注2)	営業所の廃止	追加	削除	氏名・役職		一部	全部			
経営証明書	○	○																								
経営者の略歴書	○	○																								
専技証明書			○	○		○	○			◆		○														
合格証・実務経験証明書等			○		▲					◆																
届出書(22号の3)					○							○	○										○			
変更届出書(22号の2第1面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
変更届出書(22号の2第2面)												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
誓約書							○	○		◆							○									
登記されていないことの証明書							○	▲		◆							○									
身分証明書							○	▲		◆							○									
令3使用人の調書(注3)							○			◆																
役員等の調書								○									○									
役員等一覧表								○									○	○	○							
商業登記簿謄本								○	○	■	■	■				○	■	■	★							
株主(出資者)調書																○	★	★								
廃業届																						○	○			
変更届出書(別紙8)																									○	
工事経歴書																									○	
直前3年工事施工金額																									○	
貸借対照表																									○	
損益計算書・完成工事原価報告書																									○	
株主資本変動計算書																									○	
注記表																									○	
附属明細書																									○	
事業報告書																									○	
納税証明書(法人税その1)																									○	
令3一覧表																									※	
使用人数一覧表																									※	
国監者一覧表																									※	
定款																									※	
健康保険等の加入状況																									※	
確認資料	経営 常勤性	○																								
	経営 経験	○																								
	専技 常勤性			○		○	○				◆		○													
	専技 経験(注4)			○		○	○				◆		○													
	令3 常勤性							○			◆															
営業所	令3 権限						○				◆															
	営業所 存在										○	○														
	営業所 所有										○	○														
戸籍抄本又は住民票		○					○																			

- …提出必要
- ▲…既に提出している場合には省略可
- ★…記載事項に変更がなければ省略可
- ※…変更がない場合には省略可
- ◆…営業所の移転に伴って専技、令3に変更があった場合に必要
- …登記がある場合のみ、提出必要
- ★…総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に必要
- 〈注1〉 同時に専任技術者及び令3条使用人の追加についての届出も必要
- 〈注2〉 複数業種を担当していた専任技術者が一部の業種のみ担当しなくなる場合、専任技術者証明書(担当業種の変更)も必要
- 〈注3〉 役員が令3使用人を兼ねている場合は省略可(追加の場合のみ)
- 〈注4〉 実務経験及び指導監督の実務経験の申請の場合のみ提出必要
- 〈注5〉 提出資料のうち、黄色の様式についてはH28. 6. 1から新様式に変更。

◎ 確認資料の詳細内容は、「建設業許可申請等の確認資料について」を参照してください。